

議案第 14 号

高齢者等の生活支援・生きがい活動支援事業条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

平成 29 年 3 月 7 日提出

清水町長 阿 部 一 男

高齢者等の生活支援・生きがい活動支援事業条例の一部を改正する条例

高齢者等の生活支援・生きがい活動支援事業条例（平成 14 年清水町条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表給食サービスの項利用対象者の欄中「老衰」を「虚弱」に改め、同表生きがいデイサービスの項利用対象者の欄中

「(2)65 歳未満で、日常生活に支障がある者」を

「(2)介護保険法による介護予防・生活支援サービス事業の対象者とならなかった者

(3)65 歳未満で、日常生活に支障がある者」に改める。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。